

令和 8 年 3 月 9 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川 政昭

（公印省略）

令和 8 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された医薬品及び
最低薬価品目の適正な流通について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、本会に対して標記の事務連絡が発出されるとともに周知方依頼がありました。

令和 8 年度薬価改定では、保険医療上の必要性が高い品目を対象として、不採算品再算定を臨時・特例的に適用することが決定されるとともに、令和 7 年度薬価改定に引き続いて最低薬価が引き上げられました。また、新たに塗布剤等の最低薬価が定められました。

不採算品再算定が適用された医薬品（下記の厚生労働省 web サイトに掲載。）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目として、安定供給の継続のために、適正な価格での流通が望まれます。また、最低薬価は必要最低限の製造コストの確保のための下限値としての設定であり、適正な価格での流通が強く求められます。

本事務連絡は、不採算品再算定の適用趣旨及び最低薬価の引き上げの趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通すること、また、改定前に必要量を上回る買い込みを控えていただくことについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 厚生労働省 Web サイト「令和 8 年度診療報酬改定について」（別添 4）不採算品再算定対象品一覧・（別添 9）最低薬価品目リスト（医薬品コード順）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html

以上

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 5 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和 8 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和 8 年 1 月 16 日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和 8 年度薬価改定では、不採算品再算定について、保険医療上の必要性が高い品目を対象として製造販売に要する原価が著しく上昇した品目について適用することといたしました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価については、令和 7 年度薬価改定に引き続き、いずれの剤形についても引き上げるとともに、新たに塗布剤等の最低薬価が定められました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目であり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員に対して周知方よろしくお願いします。

また、令和 8 年 4 月 1 日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがあります。医薬品の安定供給を確保するため、買い込みは厳に控えていただき、必要量に見合う適切な量を購入するよう、また、月末に返品して、翌月に買い戻す等在庫調整を目的とした返品は慎むよう、貴団体所属の会員に対して周知方よろしくお願いします。

なお、別添のとおり、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会、一般社団法人日本ジェネリック医薬品流通協会及び一般社団法人日本歯科商工協会にも通知しましたことを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html)

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 5 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和 8 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和 8 年 1 月 16 日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和 8 年度薬価改定では、不採算品再算定について、保険医療上の必要性が高い品目を対象として製造販売に要する原価が著しく上昇した品目について適用することとされました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価については、令和 7 年度薬価改定に引き続き、いずれの剤形についても引き上げるとともに、新たに塗布剤等の最低薬価が定められました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目であり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員企業に対して周知方よろしくお願いします。

また、令和 8 年 4 月 1 日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を下回る売り控えや必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがあります。貴団体におかれましても、改定前であっても必要量に見合う適切な量を供給していただくよう、また医療機関・薬局から過度な量の注文があった場合には、その理由等を聴取し適正量の供給を行っていただくよう、会員企業に対して周知方よろしくお願いします。

また、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を日本製薬団体連合会及び一般社団法人日本歯科商工協会に送付するとともに、本事務連絡及び上記事務連絡の写しを各医療関係団体に送付することを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html)

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 5 日

一般社団法人日本ジェネリック医薬品流通協会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和 8 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和 8 年 1 月 16 日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和 8 年度薬価改定では、不採算品再算定について、保険医療上の必要性が高い品目を対象として製造販売に要する原価が著しく上昇した品目について適用することとされました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価については、令和 7 年度薬価改定に引き続き、いずれの剤形についても引き上げるとともに、新たに塗布剤等の最低薬価が定められました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目であり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員企業に対して周知方よろしく申し上げます。

また、令和 8 年 4 月 1 日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を下回る売り控えや必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがあります。貴団体におかれましても、改定前であっても必要量に見合う適切な量を供給していただくよう、また医療機関・薬局から過度な量の注文があった場合には、その理由等を聴取し適正量の供給を行っていただくよう、会員企業に対して周知方よろしく申し上げます。

また、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を日本製薬団体連合会及び一般社団法人日本歯科商工協会に送付するとともに、本事務連絡及び上記事務連絡の写しを各医療関係団体に送付することを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html)

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 5 日

一般社団法人日本歯科商工協会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和 8 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和 8 年 1 月 16 日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和 8 年度薬価改定では、不採算品再算定について、保険医療上の必要性が高い品目を対象として製造販売に要する原価が著しく上昇した品目について適用することとされました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価については、令和 7 年度薬価改定に引き続き、いずれの剤形についても引き上げるとともに、新たに塗布剤等の最低薬価が定められました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目であり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員企業に対して周知方よろしく願います。

また、令和 8 年 4 月 1 日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を下回る売り控えや必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがあります。貴団体におかれましても、改定前であっても必要量に見合う適切な量を供給していただくよう、また医療機関・薬局から過度な量の注文があった場合には、その理由等を聴取し適正量の供給を行っていただくよう、会員企業に対して周知方よろしく願います。

また、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を日本製薬団体連合会、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会、一般社団法人日本ジェネリック医薬品流通協会に送付するとともに、本事務連絡及び上記事務連絡の写しを各医療関係団体に送付することを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html)